

市民の声（6月分）

意見 11	<p>R5. 6. 5</p> <p>日頃は、市民のために活動いただき、ありがとうございます。現在、***で会社を経営しております。お願いがあります。スピーカーでの「広報袖ヶ浦」の放送は、緊急性の高いものだけにさせていただきませんか？現在、事業活動として、オンラインでセミナーや研修などを行っています。その最中に、「こちらは広報袖ヶ浦です」から始まり、大きな音で、数分にわたり音声が入ると、セミナーが中断されてしまったり、録音している場合は、編集、取り直しなど煩雑な作業が発生したりします。もちろん、緊急性の高い情報や、安全のために流す放送は必要ですが、例えば、本日など、「行方不明者が見つかりました。ご協力ありがとうございました」などは、本当に必要でしょうか？ゆっくりとした大きな音声で数分にわたって放送され、しかも場所を変えて繰り返し放送されると、さすがに大きな迷惑です。放送すべき内容かどうかの選択基準の明確化など、一度ご検討いただき、善処願います。</p>
回答	<p>R5. 6. 22 防災安全課</p> <p>日頃より市行政に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>まず、防災行政無線の放送によりご迷惑をおかけしましたこと、お詫び申し上げます。</p> <p>ご意見いただきました「防災行政無線の放送基準」について、以下のとおり回答いたします。</p> <p>防災行政無線の主な使用目的は防災行政に関する放送を行うことですが、次のように、無線放送を行う際の放送基準を設けた上で、市政一般に関する事柄についても放送を行っているところです。</p> <p>【放送基準の概要】</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 災害情報及び災害についての予報及び警報に関すること。(2) 市民の福祉（人命その他に緊急重要な事項）に関すること。(3) 公害注意報及び公害警報に関すること。(4) 市行政の普及、啓発及び周知又は市民の協力を必要とする事項に関すること。(5) その他電波法に定める範囲内で管理者が特に必要と認める事項に関すること。 <p>一例として挙げていただきました、行方不明者の広報につきまして、上記（4）に該当する事項として、警察の依頼に基づき、放送しております。</p> <p>行方不明者の放送につきましては、実際に放送を聞いた市民からの通報により発見されたという事例も寄せられていることから、市民の生命を守るために一定の成果をあげているものと考えております。</p> <p>また、行方不明者発見の広報につきましても、市民の方にご協力を呼び掛けているという観点から、終了の目安として必要な放送であると考えております。</p> <p>次に、防災行政無線でゆっくりと大きな声で場所を変えて繰り返し放送する理由といたしましては、放送した際に近くの放送局同士が反響し、放送内容が聞き取りづらくなることを防止するためでございます。</p> <p>また、市内の放送局を2グループに分け、順番に放送しておりますので、住居の場</p>

	<p>所によっては複数回の放送が聞こえてしまう場合がございます。</p> <p>市といたしましては、今後も放送内容を放送基準と照らし合わせ、精査を行った上で必要な放送のみを行うよう運用してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p>
意見 12	<p>R5. 6. 7</p> <p>袖ヶ浦駅前地区の児童急増に伴い保育園の整備頑張ってくださいと感じております。しかしながら奈良輪地区の小学校がパンクしており学力面や通学面の環境整備が整っていないと感じます。保育園がふえたことにより今後もっと小中学校の児童推計も増加すると思います。特に袖ヶ浦駅前には横断歩道も少ないため児童が信号のないところを渡る姿をよく目にします。そして場所によっては奈良輪小への距離があり6時台に歩く姿も見られます。アンダーパスを活用し昭和小へ通学したほうが安全な通学路だと感じますし半分の時間で通学できるご家庭もあります。</p> <p>ただ 奈良輪小の増設、先生の増員ではなく奈良輪小と昭和小のバランスをみて学区変更もしくは学区選択制にするべきだと思います。自治会がないので意見を通すこともできずこちらに投稿しました。よろしく願います。</p>
回答	<p>R5. 6. 26 学校教育課</p> <p>日頃より市行政に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度、**様よりいただきましたご意見について回答いたします。</p> <p>まず、奈良輪小学校の学習環境についてでございますが、令和4年4月より新たに増築した校舎が使用できるようになり、袖ヶ浦駅前地区の児童急増に対応するために必要となる教室数は確保できております。さらに、学級が増えることで必要となる机や椅子、その他の教材等の備品も整備されていることから、児童の学習環境は整備できていると考えております。</p> <p>また、小学校の学級編制では、国が定めた学級編制基準に基づき、1年生は1学級35人までと定められております。現在、市内全ての小学校でこの基準に基づき学級編制が行われていることから、奈良輪小学校においても、1学級あたりの児童数は他の小学校と同じ基準で編制されており、市内の他の小学校と同じ教育が提供されております。</p> <p>奈良輪小学校をはじめ、市内の全ての小中学校は、周辺的环境や規模の大小などそれぞれの学校の特色を活かし、様々な工夫をしながら教育活動をしておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>次に、袖ヶ浦駅前地区から奈良輪小学校までの通学路についてでございますが、奈良輪小学校までの通学距離は最も遠い場合でも2km以内であり、国の基準である小学校にあっては概ね4km以内の範囲内でございます。さらに、奈良輪小学校前の奈良輪北通りをはじめ、学校までの主要な通学路には歩道及び信号灯が整備されていることから、通学面での環境整備も整っているものと考えております。</p> <p>通学路につきましては、市教育委員会が主体となり、通学路安全対策協議会により、定期的に通学路の安全点検を実施し、対策が必要な箇所の把握及び改善を進めてまい</p>

	<p>ります。</p> <p>次に学区変更及び学区選択制の導入についてでございますが、学校教育法施行令の規定により、市町村の教育委員会は、就学を予定するお子さんの就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならないとされており、この規定に基づき、本市では教育委員会の規則により学区を定め、基本的には児童生徒の住所に基づき教育委員会が就学先の小中学校を決定しております。</p> <p>本市の学区を定める基本的な考え方として、通学距離や学校の規模、通学路の安全性に加えて、地域コミュニティへの配慮も重要と考えております。これは、学校教育において、地域との連携を重視しているためであり、地域コミュニティが学区により分断されないようこれらを総合的に判断して学区を定めております。</p> <p>このことから、同じ地区の児童生徒は同じ小中学校に就学することが望ましいと考えており、本市においては就学する学校を保護者が選択できる学区選択制を導入する予定はございません。</p> <p>また、袖ヶ浦駅前地区は一体化した街として整備されており、学区を定める基本的な考え方により、袖ヶ浦駅前1丁目及び袖ヶ浦駅前2丁目はそれぞれ同一学区であることが望ましいと考えていることから、現在のところ、袖ヶ浦駅前の一部地区の学区を奈良輪小学校から昭和小学校に変更する予定はございません。</p> <p>なお、ご家庭の事情により、教育委員会が決定した就学先へ通学させることが困難な場合には、学区外の学校への就学について基準を設け、この基準に該当する場合には、例外的に、他の学校への学区外就学を認めておりますので、個別に学校教育課にご相談ください。</p> <p>このたびは、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。</p>
<p>意見 14</p>	<p>R5. 6. 9</p> <p>帝京大学ちば総合医療センターが移転する話が出ています。移転場所としてはちはら台が濃厚と話を聞きました。家族が通院しており移転すると通院距離も遠くなり大変です。袖ヶ浦から君津中央病院までは距離もあるため、困る市民も多く出てくると思いますが、移転でなく、今の場所での建て替えなど、移転反対の声を袖ヶ浦市から出して頂けないでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p>R5. 6. 28 健康推進課</p> <p>日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>帝京大学ちば総合医療センターの移転につきまして、市から確認いたしましたところ、「現在移転も踏まえて検討している段階で、移転場所は、ちはら台を検討している。現在の病院の建物についても、今後どのようにするか検討中で、方針が決まり次第発表する。」との回答でした。</p> <p>市といたしましても、安心して医療が受けられる体制は重要と考えておりますので、いただいたご意見は病院へお伝えいたします。</p> <p>今後も、関係機関と連携を図りながら、医療体制の維持に努めて参りますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。</p>

<p>意見 15</p>	<p>R5. 6. 12</p> <p>そでがうらこども館に数回行ったのですが、この支援センターの設置の目的が気になっています。遊ぶ場所の提供だけでしょうか？</p> <p>相談などもできるのかと書いていたのですが、職員はいつも事務所のような部屋にいるのでなにか相談したくても話せないです。時々、事務所から出てきていますがフロアを見回して戻ったり、話しかける雰囲気ではありません。ごくたまに話しかけてこられますが、どこに住んでいますか？から始まり答えても何になるわけでもなくそのまま会話終了...。（住んでいるのが横田だからでしょうか？）</p> <p>市原市から引っ越してきましたが、市原市の支援センターの職員は常に親と子どもが遊んでいるフロアにいて玩具や手遊びで一緒に遊んでくれたり（遊び方を見せるという意味もあると思っています）、市のイベントなどの情報を教えてくれたり、先輩ママの〇〇さんはどうでしたか？と親同士の会話を繋いでくれたり等こちらからも話やすく、相談もしやすく週に何度か行っていました。</p> <p>しかし、袖ヶ浦市に引っ越してきてから支援センターに行っても何にもならないし、気を使い疲れるだけなのでほとんど行っていません。</p> <p>また、閉館時刻になった際声かけをするのではなく、なんでまだ遊んでいるの？と全体に向けて言っていました。怒るように言うことではないと思います。時計をこまめに見なかった親たちも時計を見て行動するべきだとは思いますが、職員は毎日のことなので事前にあと〇分で片付けましょうなどのアナウンスをすることはできないのでしょうか？</p> <p>育児が辛いと思った時に保健師から支援センターに行くのを提案されたりしましたが、この経験があったので行きたいと思いませんでした。この前半年以上ぶりに行きましたが、玩具の入れ替えなどもなく驚きました。電池がないのか壊れているのか音の鳴らない玩具もありました。（職員がフロアにいないのでそれも言えませんね。）玩具の確認はしていますか？フロアの横にある倉庫には何が入っているのでしょうか...？</p> <p>市原市や SNS で見る他の市町村の支援センターがとても羨ましいと思ってしまいます。もっと楽しそうかつ親しみやすい支援センターにしていだけませんか。</p>
<p>回答</p>	<p>R5. 6. 29 保育幼稚園課</p> <p>日頃より、市行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度、**様よりいただきましたご意見につきまして回答いたします。</p> <p>初めに、ご来館いただいた際、職員がプレイルームから離れた部屋にいて、話しかける雰囲気ではない状況であったとのことですが、ご不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>職員は、見守りも兼ねて極力プレイルーム内に留まり、保護者様への声かけは元より、子育てのお悩みやご不安にも対応していくよう指導いたしました。今後は、来館時にご相談の希望を確認し、確実に職員がお話を伺えるように体制を整えてまいります。</p> <p>また、何かお気づきの点や相談などがございましたら、職員がプレイルームを離れている際でも、いつでもお声がけいただければと思います。</p> <p>次に、職員による利用時間終了前のアナウンスにつきましても、急かしているとのこと、ご不快な思いをさせてしまい誠に申し訳ございません。</p> <p>声のトーンや伝え方につきまして、職員全員に指導を行いました。今後は、来館者</p>

の皆様にも余裕を持ってお片付けをしていただけるよう、アナウンスの時間を早める等の対応をまいります。

最後に、玩具につきましては、お子様に安全に遊んでいただけるよう定期的な消毒作業と併せて点検を行っておりますが、今後利用された際に、電池切れや故障などを見つけれられた場合は職員にお声がけいただけますようお願いいたします。

また、こども館では様々な年齢のお子様を対象とした玩具を所有しており、来館されるお子様の年齢層によっては、怪我や誤嚥の危険性があるため、お子様の様子を確認しながら玩具の入れ替えを行っております。その際、同じような玩具となる場合もございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

お子様には、様々な玩具で遊んでいただけるよう、今後も精査しながら既存玩具の入れ替えや更新を行ってまいりたいと考えております。

この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。

意見 16

R5. 6. 20

「その1」金属スクラップヤード問題

姉崎袖ヶ浦インターから東京ドイツ村方向へ向かう久留里街道があり、市原市と袖ヶ浦市の境界である県道の上部の陸橋に「ようこそそでがうらへ」と大きな文字が書いてある。その下をくぐると直ちに右手に「金属スクラップヤード」の無残な光景が飛び込んでくる。

そしてその1キロ先の下泉にまたしても5年以上前から「金属スクラップヤード」が存在している。市内には他にも同規模以上のヤード2か所(?)や残土処理場などがあり、市の目指している「環境の良い住みやすい街」に反する現状である。

この4月に市の条例が施行され、市の担当セクションが監視を強化しているとは聞いてあるが、現状改善されているとは認められない状況と考えている。本件についてはテレビ朝日・TBSが今年に入り取材を続け、社会問題との位置付でテレビ放送したのは記憶に新しい。

現状改善の待たれる案件と言える。

その上これらヤードによる騒音・振動・異臭・水質汚染などの不安のほか、袖ヶ浦市の景観悪化による「住み良い街づくり」は遠のいてしまう一因となっているのだ。条例でなく法律制定によるより厳しいチェックがどうしても必要と考えている。成果の上がる市としての厳しい対応をお願いしたい。

「その2」県道の雑草処理問題

「その1」にある「ようこそそでがうらへ」の境界からその先の滝ヶ沢住宅付近までは上下2車線ずつ立派な県道があるが住居は少ない。

金属スクラップヤードのほか建設業者の駐車場と資材置場・新昭和のソーラー基地・タツの森・その他は空き地となっている。この県道の両側歩道と中央分離帯の年2回の除草は、県君津事務所の維持課が過去対応してくれていた。

しかし、昨年秋は11月になっても動きないため、何度も電話で催促した結果年明けの1月中旬に、タツの森あたりまでの両側歩道のみ除草してくれた。

この道路は平岡小学校への通学路ともなっているため、身長ほどある背の高い雑草は危険回避のためにも処理が急務である。

県との電話のやり取りの中で「予算がない」「案件が多い」「催促してくるところ優先」などの理由を聞いているが、袖ヶ浦市内にある有力県道を優先処理すべきと考えており定例的な除草清掃を強く要請いたします。

回答

R5.7.5 環境管理課 廃棄物対策課 土木管理課

日頃より市行政に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

まず、金属スクラップヤード問題についてですが、本年4月に袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例が施行され、既存の屋外保管事業者につきましても保管基準が適用されることから、条例に定める基準を満たすよう、各事業者に説明をしているところです。

市では順次現地確認を行っており、保管基準を満たしていない箇所があった場合には適宜改善を図るよう各事業者に求めてまいります。

また、条例ではなく法律制定によるより厳しいチェックとのことですが、市では令和3年に千葉県市長会を通じ、国に対して鉄くず等有価物取扱事業者への対策の法整備を要望しましたが、実現されていないことから、今般条例を制定したところです。

次に、残土処理場についてですが、3千平方メートル以上の残土の埋立てにつきましては千葉県の条例により、3百平方メートル以上3千平方メートル未満の残土の埋立ては本市の条例により規制しております。

市又は県の条例において許可をした事業場については、条例に基づく土砂や水質の定期検査を行い、土壌汚染と災害の発生防止に努め、埋立て事業を適切に管理しております。

最後に、主要地方道千葉鴨川線の除草処理問題につきまして、道路管理者である君津土木事務所へ確認したところ、年1回の除草をしており、今年度は10月までに除草を実施する予定との回答がございました。

この度は貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。